労働委員会命令データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[命令一覧に戻る]　[顛末情報]

概要情報

事件名	大東洋生コン
事件番号	大阪地労委昭和62年（不）第37号 大阪地労委昭和63年（不）第68号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	有限会社　大東洋生コン
命令年月日	平成 1年12月13日
命令区分	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）
重要度	
事件概要	会社が、(1)組合員X1に対し、過積載拒否を理由に雑務に従事させたこと、(2)組合員に対し、過積載拒否を理由に配車差別、残業差別等を行ったこと、(3)61年年末一時金の支給に当たり差別的取扱いを行い、62年夏季一時金を支給しなかったこと、(4)各一時金の交渉で誠意をもって団交に応じなかったこと、(5)団交で分会員の出席を認めない等の態度をとり誠実に対応しなかったこと、(6)待機時間中に車外に出ること等を禁じたことが争われた事件で、(1)につき雑務に従事させる等の差別禁止、(4)につき誠実団交応諾、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)については、文書の手交を命じた。
命令主文	1　被申立人は、申立人組合大東洋生コン分会員X1に対して、過積載拒否を理由として、出　荷業務以外の雑務に従事させる等の差別を行ってはならない。 2　被申立人は、申立人組合から昭和62年4月15日以降申入れのあった、申立人組合大東洋生　コン分会員の昭和62年夏季、同年年末、及び同63年夏季一時金を議題とする団体交渉に、申　立人組合が過積載に応じることを条件とすることなく、誠意をもって応じなければならな　い。 3　被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。 記 年　月　日 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 執行委員長　X2　殿 有限会社　大東洋生コン 代表取締役　Y1 当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行　為を繰り返さないようにいたします。 記 (1)貴組合大東洋生コン分会員に対し、過積載等の拒否を理由として配車差別及び残業差別　等を行ったこと (2)貴組合大東洋生コン分会員に対し、昭和61年年末一時金の支給に当たって差別的な取扱　いを行い、さらに同62年夏季一時金を支給しなかったこと (3)貴組合との間に開催された昭和61年9月9日、同年10月28日、同年12月10日及び同62年　3月18日の団体交渉において、分会員の出席を認めない等の態度をとり誠実に対応しな　かったこと、及び昭和62年4月15日以降申入れのあった昭和62年夏季、同年年末、及び　同63年夏季一時金を議題とする団体交渉において、貴組合が過積載に応じることを条件　として誠実に対応しなかったこと (4)貴組合大東洋生コン分会員に対し、昭和61年2月28日以降待機時間中、車外に出ること　や座席のシートを後ろに倒すこと等を禁じたりする嫌がらせを行ったこと
判定の要旨	1201　支払い遅延・給付差別 2900　非組合員の優遇 非組合員のみに年末一時金相当額の出荷協力金を支給し、過積載を拒否した分会員に支給しなかったことが不当労働行為であるとされた例。 1302　就業上の差別 過積載等の要求に応じないことを理由に分会員に配車、残業等の差別をしたことが不当労働行為であるとされた例。 1602　精神・生活上の不利益 分会員が過積載等を拒否して以降、待機時間中に車外で雑談をしない、車内でラジオを聞いたり新聞雑誌を読まない等を指示したことが不当労働行為であるとされた例。

	2244 特定条件の固執 昭和62年以降の一時金交渉において、過積載拒否の撤回が一時金支給の前提条件であるとして一時金を全く支給しない、あるいは極めて低額の回答しか示さないことが誠実に団交に応じたものとはいえないとされた例。 2211 団交ルールの先議 団交開催について、会社回答に対し組合の文書回答を求めたり、分会員の出席を認めない、分会員の委任状を要求する等の態度をとったことは、誠実な対応であるとはいえないとされた例。 4420 団交を命じた例 組合の一時金支給の請求に対して、一時金の支給額については団交によって決せられるべきであるとして、過積載に応じることを条件とすることなく、誠意をもって団交に応じることを命じた例。 4421 文書掲示等を命じた例 組合の3トン規制道路への進入、昼休み中の就労拒否を理由とした配車、残業等の差別の禁止の請求に対して、分会員はすでにこれらの行為を拒否しておらず、これを理由とした差別的取扱いを受けていないことから文書手交を命じた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集88集383頁
評釈等情報	

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
大阪地裁平成 2年(行ウ)第1号	請求の棄却	平成 3年11月14日 判決
大阪高裁平成 3年(行コ)第42号	控訴の棄却	平成 4年 8月27日 判決
最高裁平成 4年(行ツ)第194号	上告の棄却	平成 5年 6月22日 判決

[全文情報]　この事件の全文情報は約204KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	大東洋生コン
事件番号	大阪地裁平成 2年（行ウ）第1号
原告	有限会社　大東洋生コン
被告	大阪府地方労働委員会
被告参加人	全日本建設運輸連帯労働組合関西生コン支部
判決年月日	平成 3年11月14日
判決区分	請求の棄却
重要度	
事件概要	本件は、過積載拒否を理由とする組合分会員に対する配車差別、残業差別、年末一時金に関する不誠実団交等をめぐって争われた事件で、大阪地労委の救済命令（元・12・13決定）を不服として会社が行訴を提起していたが、大阪地裁は請求を棄却した。
判決主文	原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。
判決の要旨	1302　就業上の差別 分会員が過積載等を拒否し、会社が過積載等を行うよう要求しても応じないことを理由に、分会員に配車・残業等を指示しなかったことは不当労働行為である。 1205　別組合員に対する特別手当の支給 2900　非組合員の優遇 非組合員のみに年末一時金相当額の出荷協力金を支給し、過積載を拒否した分会員に支給しなかったことは不当労働行為である。 2249　その他使用者の態度 一時金の団交において、組合に過積載拒否の中止が一時金支給の前提条件であるなどとして実質的な協議に応じなかったことは、誠実に団交に応じたものとはいえない。 2900　非組合員の優遇 3700　使用者の認識・嫌悪 待機時間中の分会員に対し、車外での雑談を禁止したり、シートを後ろに倒すことを禁止したことは不当労働行為である。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集26集440頁
評釈等情報	労働関係民事裁判例集　42巻6号　817頁 判例タイムズ　793号　171頁 労働判例　593号　37頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
大阪地労委昭和63年（不）第68号／他	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）	平成 1年12月13日 決定
大阪地労委昭和62年（不）第37号／他	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）	平成 1年12月13日 決定
大阪高裁平成 3年（行コ）第42号	控訴の棄却	平成 4年 8月27日 判決
最高裁平成 4年（行ツ）第194号	上告の棄却	平成 5年 6月22日 判決

[全文情報]　この事件の全文情報は約141KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader（無料）のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	大東洋生コン
事件番号	大阪高裁平成 3年（行コ）第42号
控訴人	有限会社　大東洋生コン
被控訴人	大阪府地方労働委員会
被控訴人参加人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
判決年月日	平成 4年 8月27日
判決区分	控訴の棄却
重要度	
事件概要	本件は、過積載拒否を理由とする組合員への残業・配車差別、及び年末一時金についての不誠実団交等をめぐって争われた事件で、大阪地労委の救済命令（元・12・13決定）を支持した大阪地裁判決（3・11・14）を不服として会社が、控訴していたが、大阪高裁は控訴を棄却した。
判決主文	1　本件控訴を棄却する。 2　控訴費用は控訴人の負担とする。
判決の要旨	1302　就業上の差別 2244　特定条件の固執 4411　配転・転勤・出勤停止・下車勤等の場合 4500　交渉拒否理由または交渉条件に関する指示に触れた例 組合員X1に対し、過積載拒否を理由として、出荷業務以外の雑務に従事させる等の差別の禁止、及び一時金を議題とする団交について、組合が過積載に応じることを条件とすることなく、誠実な団交の実施を命じた労委命令を支持した原判決が維持された。 4301　労組法7条3号（支配介入、経費援助）の場合 4416　将来にわたる不作為を命じた例 6310　違法判断の基準時 差別禁止を命じた労委命令につき、会社の不当労働行為は単に1回だけのものではなく、労委の審問終結当時において、将来同種もしくは類似の行為が繰り返されるおそれが多分にあったものと認められるから、労委が予めこれを禁止す不作為命令を発したのは相当である。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集27集178頁
評釈等情報	労働関係民事裁判例集　43巻4号　771頁 労働判例　629号　131頁 中央労働時報　851号　45頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
大阪地労委昭和63年（不）第68号／他	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）	平成 1年12月13日 決定
大阪地労委昭和62年（不）第37号／他	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）	平成 1年12月13日 決定
大阪地裁平成 2年（行ウ）第1号	請求の棄却	平成 3年11月14日 判決
最高裁平成 4年（行ツ）第194号	上告の棄却	平成 5年 6月22日 判決

[全文情報]　この事件の全文情報は約104KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader（無料）のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[判例一覧に戻る]　[顛末情報]

概要情報

事件名	大東洋生コン
事件番号	最高裁平成 4年(行ツ)第194号
上告人	有限会社　大東洋生コン
被上告人	大阪府地方労働委員会
被上告人参加人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
判決年月日	平成 5年 6月22日
判決区分	上告の棄却
重要度	
事件概要	本件は、会社が、過積載等拒否を理由に、組合員に対し配車差別、残業差別を行ったことなどが不当労働行為であるとして争われた事件である。 大阪地労委は、当該差別の禁止等を命じたところ、会社はこれを不服として行訴を提起した。 　第一審大阪地裁は、地労委の救済命令を支持して会社の請求を棄却し、さらに大阪高裁が一審判決を維持して会社の控訴を棄却したため、会社が上告していたものである。 　最高裁は、高裁判決を維持し、会社の上告を棄却した。
判決主文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
判決の要旨	1302　就業上の差別 　会社が、過積載等拒否を理由に組合員に対し配車差別、残業差別を行ったことは不当労働行為であるなどとした原審の認定判断は正当として是認でき、その過程に所論の違法はないとされた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集28集238頁
評釈等情報	労働判例　640 号　14頁 中央労働時報　864 号　47頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
大阪地労委昭和63年(不)第68号／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	平成 1年12月13日 決定
大阪地労委昭和62年(不)第37号／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	平成 1年12月13日 決定
大阪地裁平成 2年(行ウ)第1号	請求の棄却	平成 3年11月14日 判決
大阪高裁平成 3年(行コ)第42号	控訴の棄却	平成 4年 8月27日 判決

[全文情報]　この事件の全文情報は約66KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。